



福祉事業経営に役立つ情報をコンパクトにお届け

ウェルフェア・レポート[®]

発行：MMPG医療・福祉・介護経営研究所 福祉経営研究室

発行者：株式会社ユアーズブレーン 広島市国泰寺町1-3-29MR Rデルタビル3F TEL:082-243-7331

◆本レポートは、MMPG医療・福祉・介護経営研究所 福祉経営研究室 会員(発行者)から無料で提供させて頂いております◆

訪問と通所を組み合わせた新サービス創設を見送り

～厚生労働省

厚生労働省は12月4日、2024年度介護報酬改定に向けて「第234回社会保障審議会介護給付費分科会」を開き、運営基準に関する事項、多床室の室料負担、複合型サービス(訪問介護と通所介護の組み合わせ)、基準費用額、総合マネジメント体制強化加算などについて議論した。

運営基準に関する事項では、省令の改正が必要な運営基準等の改正事項を整理して議論。特定施設入居者生活介護において、生産性向上に先進的に取り組む特定施設に係る人員配置基準の特例的な柔軟化(常勤換算方法で、要介護者の利用者の数が3またはその端数を増すごとに0.9以上であることとする)などについて、一部の委員から慎重論が出たが、修正の有無等は分科会長に一任された。

多床室の室料負担については、現在介護老人福祉施設で徴収されている居住費負担を、介護医療院や介護老人保健施設でも求めることが提案されたが、カーテン等で仕切られただけの生活環境や広さ、介護医療院や老健は生活の場ではないこと等を踏まえ、委員からは「負担できない利用者も多く、理解が得られない」「国民の感覚からかけ離れている」と反対する声が多かった。

訪問介護と通所介護を組み合わせた複合型サービスの創設については、今回は見送りとし、実証的事業や影響分析を進めていくとした。委員からは賛同する声が相次いだ。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の総合マネジメント体制強化加算については、算定率が9割以上と高いこともあり、これまでの議論では「基本報酬に組み込む」案が提示されていたが、この案を撤回。区分支給限度基準額との関係でほかの介護サービスの利用が制限される可能性があることや、一定数の事業所が当該加算を取得できていない状況等の課題が指摘されたことを受け、現行と同様、加算として評価する案が示された。新たな加算区分を設けるなどの見直しを検討するという。

介護保険利用者の2割負担の対象拡大 具体案示されず

～厚生労働省

厚生労働省は12月7日、「第109回社会保障審議会介護保険部会」を開き、介護保険の利用者における2割負担の対象を拡大するための「一定以上所得の判断基準」について議論した。

部会では、一定の所得・収入基準以上の利用者の負担割合を見直した際の影響試算(粗い試算)なども示されたが、具体的な基準などは提案されず、今後の対応案として、現場の従事者の処遇改善や地域のサービス提供体制確保に係る介護報酬改定での対応とあわせて、予算編成過程で検討するとした。

判断基準について検討する際は、▽介護サービスは医療サービスと利用実態が異なるため単純な比較は困難である、▽見直しによるサービス利用への影響について留意する、▽保険者の実務への影響や利用者への周知期間に配慮する観点から十分な準備期間を設ける——などの留意点を示した。

委員からは、了承する声が出る一方で、「負担増によって利用を諦めるような事態は避けなければならない」「所得が低くても貯蓄額が高い高齢者もいるはずなので、資産の保有状況も勘案すべき」「結論を急ぐのではなく、高齢者の生活実態を詳しく把握したうえでの検討を」などの声も上がった。

こども大綱に盛り込むべき要項をまとめる

～こども家庭庁

こども家庭審議会は12月1日、「今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針と重要事項等～こども大綱の策定に向けて～」(答申)を取りまとめ、こども家庭庁に提出した。

答申では、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向け、日本国憲法・こども基本法・こどもの権利条約に則った6本の柱を、こども施策の基本的な方針として明示した。

施策に関する重要事項についてはまず、ライフステージを通して縦断的に実施すべき事項を示し、それを踏まえてライフステージ別の重要事項を列挙している。具体的なライフステージ別の重要事項としては、「こどもの誕生前から幼児期まで」には切れ目ない保健・医療の確保等、「学童期・思春期」には質の高い公教育の再生等やいじめ防止、不登校のこどもへの支援等、「青年期」には高等教育の修学支援や就労支援等が、それぞれ盛り込まれている。

こども家庭庁は今後、答申に沿ってこども大綱を取りまとめ、年内に閣議決定する予定だ。

3つの処遇改善加算 一本化へ

～厚生労働省

厚生労働省は11月30日、2024年度介護報酬改定に向けて「第233回社会保障審議会介護給付費分科会」を開き、介護人材の処遇改善、人員配置基準、介護現場の生産性向上の推進等について議論した。

介護人材の処遇改善では、現在3種類ある加算(介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算)を一本化する方向性を提示(新名称「介護職員等処遇改善加算」)。具体的に、▽新加算はI～IVの4段階の区分を設ける、▽職種間の賃金配分については、介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが、事業所内での柔軟な配分を認める、▽賃金改善の方法については、新加算のI～IVのいずれの場合においても、新加算IVの加算額の1/2以上を月額賃金の改善に充てる——ことなどを示した。移行にあたっては2024年度中を経過措置期間とする。委員からは、事務負担軽減の面から評価する声があった一方、訪問看護事業所や居宅介護支援事業所のケアマネも対象に加えることを求める意見などがあった。

人員配置基準については、管理者が職員や業務の一元的な管理・指揮命令を適切に果たせる場合には、事業所間の兼務を認める改定案を示し、概ね了承された。これに伴い、すべてのサービスを対象として、運営基準の管理者の責務や「常勤」の計算方法などを改定する。

BCP未策定の事業所 基本報酬減算へ

～厚生労働省

厚生労働省は11月27日、「第232回社会保障審議会介護給付費分科会」を開き、2024年度介護報酬改定に向けて認知症への対応力強化、感染症への対応力強化、業務継続に向けた取り組みの強化、LIFE(科学的介護情報システム)、口腔・栄養等について議論した。

業務継続に向けた取り組みの強化では、2023年度中に介護サービス事業者に義務づけられた感染症と自然災害に関するBCP(業務継続計画)の未策定事業者に対しては基本報酬を減算する案を提示。ただ、2026年度末までは、感染症の予防およびまん延防止のための指針の整備、非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には減算を適用しない経過措置や、訪問系サービスおよび居宅介護支援事業所は2026年度末まで減算の対象にしないことなども示され、委員から大筋で了承を得た。

LIFEについては、科学的介護をさらに推進していくため、入力項目やデータ提出頻度を見直すことや、フィードバックの充実に向けたデータ比較方法の見直しなどが示された。また、訪問介護や居宅介護支援への対象サービスの拡大は今回見送ることとし、委員から了承された。

外国人労働者受け入れ 「育成就労制度(仮称)」を提言

～出入国在留管理庁

出入国在留管理庁は 11 月 24 日、外国人労働者受け入れのための「技能実習」と「特定技能」の両制度の見直しを検討する「第 16 回技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」を開き、上記 2 制度に代わる「育成就労制度(仮称)」の創設を含めた最終報告書を取りまとめた。

それによると、現行の技能実習制度を発展的に解消し、人材確保と人材育成を目的とする新たな制度の創設を提言。基本的に 3 年の育成期間で、特定技能 1 号の水準の人材に育成するとしている。そのなかで特定技能制度については、新制度の趣旨・目的に沿うものは適正化を図り引き続き実施するが、趣旨・目的を異にするものは新制度とは別の枠組みでの受け入れを検討する。

また、受け入れ対象分野は、現行の技能実習制度の職種等を機械的に引き継がずに新たに設定するが、特定技能制度における「特定産業分野」の設定分野に限定する。そのうえで、国内における就労を通じた人材育成になじまない分野は対象外にする。さらに、職場を変える「転籍」について、取り扱いを柔軟化する。

従事できる業務の範囲は、「特定技能の業務区分と同一」とし、「主たる技能」を定めて育成・評価する(育成開始から 1 年経過・育成終了時までには試験を義務付け)。さらに、季節性のある分野(農業・漁業)で、実情に応じた受け入れ・勤務形態を検討するとしている。

財務制度等審議会 来年度予算編成へ建議を取りまとめ

～財務省

財務省財政制度等審議会財政制度分科会は 11 月 20 日、「令和 6 年度予算の編成等に関する建議」(秋の建議)を取りまとめ、鈴木俊一財務大臣に提出した。

このなかで介護報酬改定については、介護費用総額が毎年大幅に増加していることから報酬の合理化・適正化は不可欠とし、担い手の確保等の課題に対応しつつ、「給付の適正化や保険制度の持続性確保のための改革を着実に実施していくことが必要」と提言。具体的には、「職場環境の改善・生産性の向上に向けた総合的対策を講じることで、構造的な人手不足の下であっても、増大するサービス需要に対応しながら、高齢化等に伴う事業者の収益増等が現場の従事者の処遇改善につながる構造を構築すべき」と指摘したうえで、「全体としてメリハリをつけた報酬改定とすることにより、現役世代の保険料負担増等を最大限抑制する」としている。

また、介護職員の処遇改善が求められていることを十分認識しつつも、「介護報酬改定率を単に高くしただけでは問題の解決にはならない」「介護事業者内の経営者を含めた所得格差是正にも踏み込んだ取り組みが必要」と提起している。